

## 大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定等の改定について

大飯発電所に係る京都府域の安全を確保するため、関西電力と安全協定等を締結していますが、大飯発電所1・2号機が廃止されることから、廃止措置についても安全協定等の中で明確にするため、京都府及び関係市町の協定を下記により改定しました。

### 記

#### 【改定の対象となる協定】

『大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書』（平成29年8月17日締結）

○協定改定 令和元年5月7日（今回改定）

#### 【改定の趣旨】

大飯発電所1・2号機が廃止され、今後30年以上の長い廃止作業期間を要することから、協定書において廃止に係る事項を明記

#### 【改定の内容】

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設、保守運営および**廃止措置**にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。

（平常時の連絡）

第4条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の実績報告
- (4) 冷却排水の調査報告
- (5) 原子炉施設の廃止措置の状況

（損害の補償）

第7条 発電所の保守運営および**廃止措置**に起因して、地域住民に損害を与えた場合は、乙は誠意をもって補償するものとする。

- 大飯発電所のUPZ内の府内市町（綾部市、南丹市の安全協定、舞鶴市、京都市、京丹波町の通報連絡協定）についても、同様の改定を実施。

#### （参考）大飯発電所1・2号機の廃止措置に係る経過

- ・平成29年12月22日 関西電力が大飯発電所1・2号機の廃止を決定
- ・平成30年3月1日 関西電力が経済産業大臣に発電事業変更届を提出（廃止に伴い発電所出力の変更）
- ・平成30年11月22日 関西電力が原子力規制委員会に大飯発電所1・2号機の廃止措置計画認可申請書を提出（廃止措置に必要な工程は31年間）
- ・平成31年1月21日 第5回大飯発電所に係る地域協議会において、関西電力から廃止措置計画について説明を聴取